

令和6年4月相続登記が義務化されます。

相続・遺言で

お悩みの方

司法書士に

ご相談ください

※相談は司法書士法に定める範囲のものに限ります。
※電話がつながりにくい場合があります。
※お時間に余裕をもってご相談ください。



高橋恵子

遺産相続
のことを
知りたい

遺言書
の書き方を
聞きたい

相続人に
認知症の方
がいるときは
どうしたら？

司法書士
を紹介
してもらいたい

相続・遺言に関する 県下一斉電話相談会

開催日時

令和5年2月26日(日)13時00分～16時00分

相談方法

電話相談会 **相談無料**

(遺産のことは司法書士に)

電話番号

フリーダイヤル **0120-13-4442**



三重県司法書士会

Mieken Shihō-Shoshi Lawyer's Association



〒514-0036

三重県津市丸之内養正町17番17号

問い合わせ

三重県司法書士会・事務局
電話 059-224-5171

共催

公益社団法人
成年後見センター・リーガルサポート 三重支部

後援

津地方法務局